

校内におけるクリアファイルの配布等に関する調査報告

1 調査の経過・目的

本年8月末に、道立高等学校内で「アベ政治を許さない」という文言が入ったクリアファイルが職員の机の上に置かれていたとの情報が寄せられ、全道立高等学校に聞き取り調査を行ったところ、5管内5校において、職員の机の上に当該クリアファイルが置かれていたことが確認された。

この文言は、本年8月の国会議論やそれを取り巻く情勢から、政治的目的を有すると考えられ、当該クリアファイルを配布する行為は、政治的行為を定義する人事院規則14-7第6項第13号で規定する、禁止されている政治的行為に該当するおそれがある。

こうしたことから、道教委では、教育公務員の政治的中立性を確保し、学校教育に対する道民の信頼を損なうことのないよう、10月14日付けで、人事院規則などを示した指導通知を発出するとともに、法令等に違反するおそれのある行為などの状況を確認するため、道立学校及び市町村立学校（※札幌市を除く市町村立小学校、中学校、高等学校（定時制））の職員を対象に文書による調査を行った。

< 調査対象 >

	学校数 (校)	職員数 (人)		
		一般職員	管理職員	計
道立学校	264	12,898	855	13,753
市町村立学校	1,412	22,382	2,721	25,103
計	1,676	35,280	3,576	38,856

2 調査概要

(1) 調査項目

	調査項目	備考
①	「アベ政治を許さない」という文言が印刷されたクリアファイルを、校内で職員が「配布している」ところを見たことがあるか。	人事院規則14-7で規定する、禁止されている政治的行為に該当するおそれのある行為の状況を確認するもの
②	「アベ政治を許さない」という文言が印刷されたクリアファイルについて、校内で「置かれている」、「放置されている」、「職員が使用している」ところを見たことがあるか。	直ちに人事院規則に違反するものではないが、児童生徒や保護者の目に触れ、誤解されるおそれのある行為の状況を確認するもの

(2) 調査方法

- ① 一般職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員等）
無記名式、任意作成（調査要領及び調査票にその旨を明記）
- ② 管理職員（校長、副校長、教頭、事務長）
記名式、義務作成（見たことのある・なし、ある場合はその状況等）

3 調査結果

(1) 道立学校

	一般職員		管理職員		総計	
	配布して いる	置かれて いるなど	配布して いる	置かれて いるなど	配布して いる	置かれて いるなど
空知	—	1校 2件	—	1校 1件	—	1校 3件
石狩	—	2校 2件	—	2校 3件	—	4校 5件
後志	—	—	—	1校 1件	—	1校 1件
胆振	—	—	—	—	—	—
日高	—	—	—	—	—	—
渡島	—	1校 2件	—	2校 2件	—	3校 4件
檜山	—	—	—	—	—	—
上川	—	—	—	1校 1件	—	1校 1件
留萌	—	—	—	—	—	—
宗谷	—	—	—	—	—	—
ホッパ	—	1校 1件	—	2校 2件	—	2校 3件
十勝	—	1校 1件	—	—	—	1校 1件
釧路	—	1校 1件	—	1校 1件	—	2校 2件
根室	—	—	—	—	—	—
計	なし	7校 9件	なし	10校 11件	なし	15校 20件 (実学校数)

< 回答事例 >

- 職員室の職員の机の上に置かれていたのを見た。
- 職員室の職員の机の上に置かれていたことから、生徒の目に触れることのないよう指導した。
- 職員室の職員の机の上に置かれていたので、校長の指示のもと職員と個別に面談を行いクリアファイルの取扱いについて指導した。
- 職員室の職員の机の上の本立てに立ててあったことから、持ち帰らせた。
- 職員が所有していたクリアファイルを他の職員に見せていたことから、校内で使用したり、教職員や生徒等に見せることのないよう指導した。
- 教室内で、クリアファイルが生徒の目に触れた。
- 職員室の自分の机の上に置かれていたが、同僚から「使用しないほうがいい」と心配されたので机の中にしまっている。
- 職員室の自分の机の上に置かれていたが、すぐに机にしまいその後、家に持ち帰った。

(2) 市町村立学校

該当なし

4 今後の対応

8管内15校の道立学校において、政治的目的を有すると考えられるクリアファイルが職員室の職員の机の上に「置かれていた」ことなどが確認された。

こうしたことは、直ちに法令等に違反するものではないが、児童生徒や保護者の目に触れ誤解されるおそれがあるものであるため、次のとおり対応するとともに、引き続き各種会議や研修会など様々な機会を通じ、教職員の政治的中立性を確保することはもとより、教職員の服務規律の厳正な保持に努めてまいる。

なお、今回の調査で確認された状況については、平成27年10月14日付け通達・通知により既に是正されている。

- (1) 指導通知などの発出（各道立学校及び各市町村教育委員会あて）
- (2) 高教組への申し入れ（口頭）

関係法令等

【 教育基本法（抜粋） 】

（政治教育）

- 第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

【 教育公務員特例法（抜粋） 】

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

- 第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。
- 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

【 国家公務員法（抜粋） 】

（政治的行為の制限）

- 第一百零二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。
- 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。
- 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

【 人事院規則 14-7（政治的行為）（抜粋） 】

（政治的目的の定義）

- 5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第六項に定める政治的行為に含まれない限り、法第一百零二条第一項の規定に違反するものではない。

（中略）

- 四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。

（中略）

（政治的行為の定義）

- 6 法第一百零二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
- 十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。